

排煙処理設備の年次点検 仕 様 書

独立行政法人 製品評価技術基盤機構

1. 導入の目的

独立行政法人 製品評価技術基盤機構（以下「NITE」という。）の電気安全評価センター 蓄電池評価センターでは、大型蓄電池システムに係る安全性評価試験及び信頼性試験を実施可能な試験設備を整備し、平成28年7月より運用を開始し、現在に至っている。試験設備のうち、多目的大型実験棟及び先端技術評価実験棟では、主に発火や燃焼を伴う蓄電池の安全性評価試験を実施しており、その過程で有害ガスが発生する。このため、大気汚染防止法、悪臭防止法、ダイオキシン類対策特別措置法などの環境規制に則り、有害ガスを無害化処理したうえで大気中に排出する必要がある。これに対応するため、排煙処理設備によりガス処理を行っている。

排煙処理設備に含まれる排風機設備、集塵装置、除害装置、計測装置及び周辺機器については、総合的な機能・性能を維持し、安定した運転を確保するため、一括点検及び整備を実施する。

2. 適用範囲

東敷地の排煙処理設備（多目的大型実験棟及び機能別実験棟）

南敷地の排煙処理設備（先端技術評価実験棟）

3. 役務内容

排煙処理設備の年次点検 一式

（内訳）

排風機点検整備および部品交換	一式
集塵装置点検整備および部品交換	一式
除害装置点検整備および部品交換	一式
主系統活性炭吸着塔塗装補修	一式
排ガス分析計点検整備および部品交換	一式
室内ガス分析計点検整備および部品交換	一式
給排気弁点検整備	一式
コンプレッサー点検整備および部品交換	一式
各動力制御盤点検整備および部品交換	一式
防音ボックス内点検整備	一式
排水設備点検整備及び部品交換	一式
総合試運転	一式

4. 仕様

(1) 点検業務概要

本業務は、NITEが管理する排煙処理設備の機能保持を目的として設備全般の年点検、整備及び部品交換を行う。

(2) 排煙処理設備 点検整備及び部品交換項目一覧表

点検整備及び部品交換項目は「別紙1 点検整備及び部品交換項目一覧」のとおりとする。

なお、排煙処理設備の構成区分は以下のとおり

主：多目的大型実験棟系統（主試験室）

副：機能別実験棟系統（副試験室）

先：先端評価技術実験棟

(3) 取換部品

「別紙1 点検整備及び部品交換項目一覧」に記載する部品を取り換えるものとする。

なお、取換に先立ち、受注者は交換部品承諾申請書を提出し、本調達におけるNITE電気安全評価センター蓄電池評価センター担当職員（以下「NITE担当職員」という。）の承諾を得ること。

(4) 既設設備の廃棄

交換により発生した廃棄物について、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）に基づき、廃棄物管理表（以下「マニフェスト」という。）を利用し、適正な運搬、処理を行う。マニフェストのうち、受注者（排出事業者）が保管すべきものについて、ファイルに整理し、施工中いつでもNITE担当職員に提示できるようにすること。

なお、電子マニフェストを利用する場合は、財団法人産業廃棄物処理振興センターから通知された処理結果を排出事業者（受注者）がプリントアウトしたものの写しをNITE担当職員に提示すること。

(5) 総合試運転

点検整備及び部品交換後、下記ア～ウに示す試験概要により確認を行うこと。試験に必要な空調機及び給気設備については、NITEが支給するものとし、その性能についてはNITEが確保するものとする。

ア 多目的大型実験棟系統 空調動作を含め運転モード毎に問題なく動作することを確認
イ 機能別実験棟系統 ガラリ及びダンパー動作を含め部屋毎に問題なく動作することを確認

ウ 先端評価技術実験棟系等 空調動作を含め運転モード毎に問題なく動作することを確認

5. 外部委託

受注者は、本役務に係る作業の全部を一括して外部委託してはならない。本役務の半分以上を外部委託する場合は、開札後直ちに委託先の名称（再委託先）、委託等を行う業務範囲について記載した書面を提出し、NITEの承認を得ること。

6. 運用

(1) 災害及び事故等が発生した場合は、人命の安全確保を優先し、適切な措置を採るとともにNITE担当職員に報告し、二次災害の防止に努める。事後、速やかにその経緯をNITE担当職員に報告すること。

(2) 点検整備及び部品交換実施後、点検整備及び部品交換の不備が起因して故障等が発生した時は、保守点検の一環として処理するものとする。

(3) 業務に必要な電気・水道等の光熱水費は、NITEが支給するものとする。

(4) 電子情報の取り扱いに関して、受注者は、NITEにおける情報セキュリティ基本方針と同様の水準での情報セキュリティを確保すること。

(5) 本役務は、本仕様書の定めに従って行うものとするが、本仕様書に定めのない事項、解釈及び疑義が生じた場合はNITE担当職員と協議する。

(6) 業務の実施に当たって、関係する法令、条例及び規則等を遵守し、業務の円滑な進捗を図ること。

(7) 受注者は予め、役務の責任者（以下「業務責任者」という。）を定め、NITEに通知する。また、業務責任者を変更する場合も同様とする。

(8) 業務責任者は、自ら作業等を行うことができる。

(9) 作業を行う者は、その内容について、必要な知識及び技能を有する者であること。

(10) 関係法令等により業務を行う者の資格が定められている場合は、当該資格を有する者が業務を行うこと。

(11) 業務上知り得たNITE及び当該施設に関する秘密を第三者へ漏らしてはならない。このことは、契約の解除及び期間満了後においても同様とする。また、作業を行う者へも同様の内容を周知徹底すること。

(12) 受注者は作業に当たり、NITE担当職員と十分打合せを行い、現設備の機能を阻害しない方法を講じ実施すること。

(13) 作業に当たっては、「別紙2 試験敷地内への車両入場について」の内容に留意し、通行車両

や近隣の事業所及び歩行者の支障とならないよう十分配慮すること。

(14) 安全管理

ア 作業現場における安全管理を行う者（以下「安全管理責任者」という。）は、業務責任者が指定し、NITEに通知した者とする。安全管理責任者は、関係法令等に従い必要な措置を講ずるなど、常に現場の安全に留意して現場管理を行い、火災、盗難その他の事故防止に努めなければならない。

イ 受注者は、公衆の生命、身体及び財産に関する危害及び迷惑を防止するために必要な措置をとること。

ウ 受注者等は、作業実施に影響を及ぼす事故、人身損傷を与えたときは、直ちに応急処置等所要の措置をするとともに、事故発生の内容等について速やかにNITE担当職員に報告すること。

(15) 現場の整理整頓及び後片付け

受注者等は、作業中、機械器具材料等は保安上の妨げにならないよう使用の都度整理し、不要なものは場外に搬出するなど現場の整理整頓に努める。また、完了に際しては、現場及びその関連する部分の後片付け並びに清掃を行うこと。

(16) 受注者の提出資料

受注者は、業務工程に関連する資料及び再委託者届を提出すること。また、業務実施前に点検内容箇所を含んだ点検要領を前もってNITEに提出すること。各資料の様式は、表紙以外は全て任意の様式とする。

なお、これを変更する場合も同様とする。また、受注者は、次項に示す部分については外部委託することはできない。

ア 本業務における計画の立案、作業指示、工程管理、安全管理等の総合調整

イ 点検整備及び部品交換結果、総合試運転結果、性能試験結果のとりまとめ、解析、判定、考察

(17) 業務の報告及び記録

業務完了後、直ちに業務の結果記録報告書（点検整備及び部品交換結果、総合試運転結果）を納入期限内に提出すること。また、性能的な不具合、補修又は改修する必要のある事項があれば、その対策及び方法等も含めて詳細に記入すること。

(18) 検査及び立会

ア 施工中に行うNITE担当職員の検査（確認を含む。）及び立会いの日時について、NITE担当職員と協議し指示を受けるものとする。なお、受注者は、検査等に必要な資機材、労務等を提供するものとし、これに必要な費用を負担するものとする。

イ 業務完了後、NITE担当職員の指示があった場合は指示に従い定められた大阪府の検査及び確認を受けること。

(19) 受注者は、業務記録写真を撮影し、整理編集したうえで提出すること。

7. 契約形態

役務請負契約とする。

8. 納入

(1) 納入場所

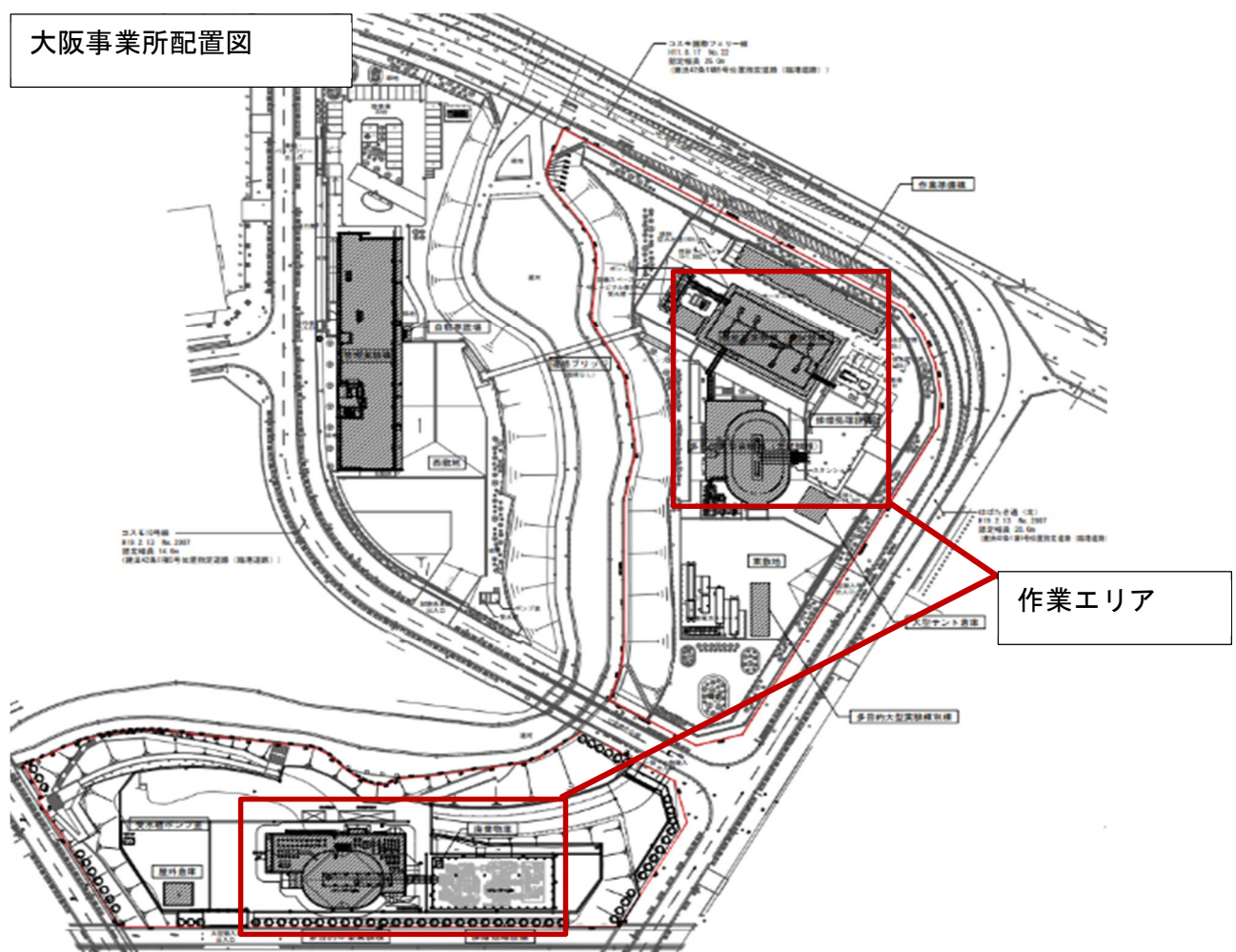
大阪府大阪市住之江区南港北1-22-16

独立行政法人 製品評価技術基盤機構 大阪事業所

排煙処理設備及び多目的大型実験棟、機能別実験棟、先端技術評価実験棟

（以下に図示する。）

大阪事業所配置図



(2) 納入形態

納入期限までに以下の資料を提出すること。

- ・ 結果記録報告書(点検整備及び部品交換結果、総合試運転結果、業務記録写真)：1部 (CD-R等又はpdf等電子媒体)

(CD-Rの書込み方式によってはディスクアットワンス方式とし、フォーマット形式によってはIS09660形式とする。ウィルスチェックを実行し、ウィルス、スパイウェア等がないことを確認する

(3) 導入時説明

作業前にNITE担当職員に対して作業の流れを説明すること。

9. 納入期限 令和9年3月30日

10. 契約不適合責任

本調達に係る成果物については、契約不適合の事実を知った時から1年以内に、契約不適合が認められた場合又はNITE担当職員から問い合わせを受けた場合、速やかにその原因を究明し、NITE担当職員に報告するとともに、その原因の所在が受注者にある場合、受注者の責任において対策を講じること。また、それに要する費用も受注者でまかなうこと。

なお、契約不適合により第三者に与えた損害については、すべて受注者の責任において処理解決するものとする。

1 1. その他

納品物については国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第6条による「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に定められている品目については、独立行政法人製品評価技術基盤機構が定めた方針（<https://www.nite.go.jp/nite/jyohokoukai/sonotahojin/keiyaku/kankyo/green26-1.html>）を満たすこと。

以上